

H 3 0 . 1 2 . 3 1

原 議 長 期 保 存

群 広 第 1 6 3 号

平成 2 9 年 6 月 2 0 日

各 所 属 長 殿

群 馬 県 警 察 本 部 長

個人情報取扱事務登録簿作成要領の制定について（通達）

群馬県個人情報保護条例（平成12年群馬県条例第85号）の改正に伴い、同条例第6条に規定する個人情報取扱事務登録簿の作成等について、別添のとおり個人情報取扱事務登録簿作成要領を制定したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、個人情報取扱事務登録簿作成要領の制定について（平成28年3月10日付け群広第49号通達）は、廃止する。

本件担当：広報広聴課企画・指導係

警 電：2191

別添

個人情報取扱事務登録簿作成要領

第1 趣旨

この要領は、群馬県個人情報保護条例（平成12年群馬県条例第85号。以下「条例」という。）第6条及び群馬県警察個人情報保護事務取扱要綱（平成18年群本例規第7号）第4条に規定する個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）の作成等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 登録の対象とする事務

登録の対象とする事務は、公安委員会及び警察本部長が行う個人情報を取り扱う事務であって、平成18年4月1日に現に行われている事務又は平成18年4月1日以後に新たに開始する事務（特定個人情報に係るものにあつては、平成27年10月5日以降に開始する事務）。ただし、条例第6条第3項及び第5項の事務並びに条例第5条の2及び第29条第1項の個人情報に係る事務を除く。

第3 登録簿の様式

登録簿の様式は、群馬県個人情報保護条例施行規程（平成18年群馬県警察本部告示第1号。以下「本部告示」という。）第2条第1項中の別記様式第1号の個人情報取扱事務登録簿とし、特定個人情報に係るものにあつては、別記様式第1号及び別記様式第1号の2により作成するものとする。

第4 登録簿の作成

個人情報取扱事務を新たに開始しようとするとき又は登録した事項を変更しようとするときは、下表の「事務区分」に応じ、「登録簿作成所属」があらかじめ登録簿を作成し、又は変更するものとする。

事務区分	登録簿作成所属
本部所属・警察署共通事務	当該個人情報取扱事務を主管する本部所属
本部所属共通事務	同上
警察署共通事務	同上
固有事務	当該個人情報取扱事務を行う所属

第5 登録簿の記入

別紙1「個人情報取扱事務登録簿記載要領」によるものとする。

第6 登録の手続

- 第4により、登録簿を作成又は変更した本部所属長は、所要の決裁を受けるものとする。この場合において、本部所属長は、警務部広報広聴課長（以下「広報広聴課長」という。）の合議を受けるものとする。
- 本部所属長は、登録簿に係る決裁手続が終了した場合は、当該登録簿を広報広聴課長に送付するものとする。

- 3 第4により、登録簿を作成又は変更した警察署長は、当該登録簿を広報広聴課長に送付するものとする。
- 4 広報広聴課長は、警察署長から送付を受けた登録簿を審査し、所要の決裁を受けるものとする。
- 5 登録簿を作成した本部所属長及び警察署長は、決裁手続が終了した当該登録簿の写しを保管するものとする。

第7 登録の抹消

登録簿を作成した本部所属長及び警察署長は、登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、その旨及び廃止年月日を広報広聴課長に個人情報取扱事務廃止通知書(別記様式)により、通知するものとする。

第8 登録簿の備置き及び閲覧

広報広聴課長及び警察署長は、本部告示第2条第1項に定める場所に登録簿を備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第9 準用規定

第3から第8までの規定(警察署に係る部分および第4の規定を除く。)は、群馬県公安委員会が行う個人情報取扱事務登録簿の作成に関する事務について準用する。この場合において「本部所属長」とあるのは、「警務部総務課長」と読み替え、その他の必要な技術的読み替えは下表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3	群馬県個人情報保護条例施行規程(平成18年群馬県警察本部告示第1号。以下「本部告示」という。)第2条第1項	群馬県個人情報保護条例施行規則(平成18年群馬県公安委員会規則第3号。以下「施行規則」という。)第3条第1項
第8	本部告示第2条第2項	施行規則第3条第2項

別記様式

年 月 日

警務部広報広聴課長殿

(所属長)

個人情報取扱事務廃止通知書

個人情報取扱事務の名称	
廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	
個人情報保有所属名	
備考	

広報広聴課措置欄	処理年月日	年 月 日	担当者
----------	-------	-------	-----

別紙 1

個人情報取扱事務登録簿記載要領

1 個人情報取扱事務登録簿（別記様式第 1 号）

(1) 個人情報取扱事務の名称

個人情報を取り扱う目的を同じくし、密接に関連した一連の事務処理を一つの事務の単位とし、その名称を簡潔に記載すること。

（例 ○○調査に関する事務、○○に関する許可事務）

「○○法第○条に基づく事務」といった抽象的で県民にとってわかりにくい名称は避けること。

一つの事務について、「個人情報の対象者の範囲」（後記(7)参照）が複数になることにより、登録簿が複数枚になるときは、「(枚中 枚)」に数字を記載すること。

(2) 個人情報取扱事務の目的

当該個人情報取扱事務の目的を、閲覧者にわかりやすいよう簡潔に記載すること。

また、個人情報を収集する根拠となる法令、条例、規則、要綱、要領、訓令、通達等がある場合は、その名称及び条項等も記載すること。

なお、当該目的を記載しただけでは、個人情報を取り扱う理由が分からない場合には、個人情報を取り扱う理由についても簡潔に記載すること。

ここで記載した目的は、収集の制限及び利用・提供の制限の基準となるとともに、当該個人情報について開示請求を受け開示する場合には、開示決定通知書又は部分開示決定通知書中にこれを記載することとなるので、できるだけ具体的に記載すること。

例えば、警察安全相談に関する事務の目的を記載する場合に、「警察安全相談対応」では漠然としているので、例のように記載すること。

（例 県民からの相談に対して助言・指導等を行うため）

当該目的を変更する場合には、変更前の目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内に限るものとする。

(3) 個人情報取扱事務の区分

事務区分の該当する項目の□印を■印に変更すること。

ア 本部所属・警察署共通（事務）

本部所属及び警察署のいずれにおいても、共通の内容で実施し、又は実施する予定である事務

（例 個人情報の開示請求等に関する事務）

イ 本部所属共通（事務）

複数の本部所属において共通の内容で実施し、又は実施する予定である事務

ウ 警察署共通（事務）

複数の警察署において共通の内容で実施し、又は実施する予定である事務
(例 巡回連絡に関する事務)

エ 固有 (事務)

(1)、(2) 及び (3) ア、イ及びウのいずれにも該当しない事務

※ 合議、協議、経由、参考送付等の形態で関与するのみであって、当該個人情報を利用した事務を行わない所属は、当該事務を主管する所属が登録簿を作成することになるから、登録簿を作成する必要はない。

(4) 登録所管所属名

以下の区分に従い、登録簿を作成した所属名を記載すること。

事務区分	登録所管所属
本部所属・警察署共通	当該個人情報取扱事務を主管する本部所属
本部所属共通	同上
警察署共通	同上
固有	当該個人情報取扱事務を行う所属

(5) 登録年月日及び変更年月日

ア 登録年月日

「登録年月日」とは、個人情報取扱事務を開始する年月日を記載すること。

イ 変更年月日

「変更年月日」とは、個人情報取扱事務の内容を変更する年月日を記載すること。

(6) 個人情報保有所属名

当該個人情報取扱事務に係る個人情報を実際に保有している所属名を記載すること。

なお、保有する所属がすべてにわたる場合等は、略記すること。

(例 本部各所属、各警察署、警務部各所属)

(7) 個人情報の対象者の範囲

個人情報取扱事務の対象者の範囲を類型化して記載すること。

(例 申請者、表彰候補者、受験者、合格者、講師)

一つの個人情報取扱事務について対象者の類型が複数となる場合は、それぞれの類型について登録簿を作成すること。ただし、登録簿の記載内容がすべて同様となる場合は、1枚の登録簿に複数の類型を記載しても差し支えないこと。

例えば、風俗営業の許可に関する事務の場合は、対象者が「申請者」であるのか「会社役員」等の営業所の構成員であるのかを明確に表示して、登録簿を作成すること。

(8) 個人情報の記録項目

ア 「個人情報の対象者の範囲」欄に記載した類型において、当該事務で通常取り扱うこととなる個人情報の記録項目について、別紙2「個人情報記録項目一覧表」を参考に、該当する項目の□印を■印に変更すること。

イ 各事項のその他に該当する場合は、() に具体的記録項目を記入すること。

ウ 「要配慮個人情報」に該当する場合は、該当する項目の□印を■印に変更した上、「当該個人情報の収集根拠」について、「法令等」、「個人情報保護審議会の意見聴取」、「その他」（「犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき」に該当する場合）のいずれかの□印を■印に変更すること。

「法令等」を■印に変更した場合は、当該法令等の名称も記載すること。

(9) 個人情報の主な収集先

ア 当該事務で取り扱っている個人情報の収集先について、「本人」、「本人以外」のいずれかの□印を■印に変更すること。「本人」からの収集と「本人以外」から収集のいずれもがある場合は、両方の□印を■印に変更すること。

イ 「本人」以外から収集している場合は、その根拠について条例第7条第3項の該当号を記載した上で、その収集先について、該当する項目の□印を■印に変更すること（複数の項目に該当する場合は、該当する全ての項目の□印を■印に変更すること。）。

(ア) 「他の実施機関」とは、警察本部長以外の県の実施機関（例えば知事、教育委員会等）をいう。

(イ) 「他の官公庁」とは、国、他の地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人をいう。

(ウ) 「刊行物等」とは、書物、雑誌、機関誌、国等の刊行物、新聞等をいう。

ウ 本人以外からの収集先で「その他」の□印を■印に変更した場合は、() に具体的な収集先を記入すること。

エ 実施機関内で既に管理する個人情報を使用する場合は、収集には該当しない。この場合は、「同一実施機関内の管理情報を使用」の□印を■印に変更すること。

(例 警務部広報広聴課が報道機関への対応のため、各所属の管理する個人情報を集める場合は、収集ではなく、同一実施機関内での利用になるので注意すること。)

(10) 個人情報の利用及び提供の状況

ア 当該事務で取り扱っている個人情報の利用（同一実施機関内の別所属での利用）及び提供（他の実施機関や外部への提供）の有無について、「有」、「無」のいずれかの□印を■印に変更すること。

イ 利用及び提供している場合は、その利用・提供先について、該当する項目の□印を■印に変更すること。（複数の項目に該当する場合は、該当する全ての項目の□印を■印に変更すること。）

ウ 利用及び提供が、収集目的以外の目的で行われている場合は、その根拠について条例第8条第1項の該当号を() 内に記載すること。

エ 提供先で「その他」の□印を■印に変更した場合は、() に具体的な提

供先を記載すること。

(11) 個人情報の処理形態

ア 個人情報の処理をすべて手作業で行う場合には、「電子計算機処理を含まない（手処理のみ）。」の□印を■印に変更し、電子計算機による処理を一部も行っている場合には、「電子計算機処理を含む。」の□印を■印に変更すること。

イ 「実施機関以外のものとのオンライン結合」の有無について、該当する「有」、「無」のいずれかの□印を■印に変更すること。

(12) 個人情報取扱事務の委託又は指定管理者による管理の有無

ア 当該個人情報取扱事務の全部又は一部の実施機関以外の者への委託又は指定管理者による管理の有無について「有」、「無」のいずれかの□印を■印に変更すること。

イ 実施機関以外の者に委託し、又は指定管理者による管理をさせる場合は、その内容を記載すること。

ウ 実施機関以外の者への委託とは、個人情報の取扱いを伴う事務を実施機関以外の者に依頼するすべてのものをいい、電子計算機処理に係るパンチ委託などのほか、印刷、筆耕、文書の廃棄等の委託契約、収納等の委託契約等も含むものであること。

(13) 個人情報が記録されている主な公文書の名称

個人情報を記録した、名簿、台帳、申請書、磁気ファイル等のうち主なものの名称を記載すること。

（例 ○○講習会開催に関する事務の場合：受講申込書、受講者名簿、講師名簿）

(14) 備考

登録簿の記載内容について、特に説明を要する事項がある場合に記載すること。

2 個人情報取扱事務登録簿（特定個人情報用）（別記様式第1号の2）

特定個人情報を取り扱う事務については、別記様式第1号で作成する登録簿に加え、別記様式第1号の2の登録簿を作成すること。

(1) 特定個人情報取扱事務の名称

原則として、別記様式第1号中「個人情報取扱事務の名称」で記載したものと同一のものとする。

一つの事務について、「本人として特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲」（後記(6)参照）が複数になることにより、登録簿が複数枚になるときは、「（ 枚中 枚）」に数字を記載すること。

(2) 特定個人情報が記録されているファイルの名称

特定個人情報ファイル（特定個人情報の集合物であって、個々の特定個人情報を検索することができるように体系的に構成したものをいう。）の名称を記載すること。次の2種類がある。

ア 電子計算機用ファイル

（例 情報システムで保有されるファイル、パソコン等で使用される表計算ソ

フト用ファイルやデータベースソフト用ファイル等)

イ 手作業処理用ファイル

(例 索引・目次などが付された紙ファイル)

(3) 登録所管所属名

以下の区分に従い、登録簿を作成した所属の名称を記載すること。

事務区分	登録所管所属
本部所属・警察署共通	当該特定個人情報取扱事務を統括し、又は指導する本部所属
本部所属共通	同上
警察署共通	同上
固有	当該特定個人情報取扱事務を行う所属

(4) 登録年月日及び変更年月日

ア 登録年月日

「登録年月日」とは、特定個人情報取扱事務を開始する年月日を記載すること。

イ 変更年月日

「変更年月日」とは、特定個人情報取扱事務の内容を変更する年月日を記載すること。

ただし、実質的な内容の変更を伴わない場合には、当該変更の年月日の記載は要しないものとする。

(例 組織改正により、所属の名称のみが変更された場合など)

(5) 特定個人情報保有所属名

当該特定個人情報取扱事務に係る特定個人情報を実際に保有している所属名を記載すること。

なお、保有する所属がすべてにわたる場合等は、略記すること。

(例 本部各所属、各警察署、警務部各課)

(6) 本人として特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲

特定個人情報ファイルの対象者の範囲を類型化(例 申請者、通訳人)して明確に記載すること。

一つの特定個人情報取扱事務について対象者の類型が複数となる場合は、それぞれの類型について登録簿を作成すること。ただし、登録簿の記載内容がすべて同様となる場合は、1枚の登録簿に複数の類型を記載しても差し支えないこと。

(7) 特定個人情報ファイルの記録項目

ア 「本人として特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲」欄に記載した類型において、当該事務で通常取り扱うこととなる特定個人情報の記録項目について、該当する項目の□印を■印に変更すること。

イ 各事項の「その他」の□印を■印に変更する場合は、()に具体的記録

項目を記入すること。

(8) 特定個人情報の利用目的

ア 特定個人情報を利用する根拠となる、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）その他の法令、条例等の名称と該当する条項号を記載すること。

（例 番号法第9条第1項別表第一第○項及び番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第○条第○号、番号法第9条第2項及び○○○○条例第○条第○項、番号法第9条第3項）

イ 根拠規定の条文を基にして、当該特定個人情報取扱事務の利用目的を、閲覧者にわかりやすいよう簡潔に記載すること。

(9) 特定個人情報の収集状況

ア 当該事務で取り扱っている特定個人情報の収集元について、該当する項目の□印を■印に変更すること。（複数の項目に該当する場合は、該当する全ての項目の□印を■印に変更すること。）また、（ ）には具体的な収集元を記載すること。

イ 特定個人情報の収集方法について、該当する項目の□印を■印に変更すること。（複数の項目に該当する場合は、該当する全ての項目の□印を■印に変更すること。）また、「その他」の□印を■印に変更した場合は、（ ）に具体的な収集方法を記載すること。

(10) 特定個人情報の経常的な提供先

ア 当該事務で取り扱っている特定個人情報の経常的な提供先（外部）の有無について、「有」、「無」のいずれかの□印を■印に変更すること。

イ 提供している場合は、その根拠について番号法その他の法令、条例等の名称と該当する条項号を（ ）内に記載すること。

（例 番号法第19条第○項）

また、その提供先について、具体的に記載すること。

(11) 特定個人情報の保有方法

当該事務で取り扱っている特定個人情報の保有方法について、該当する項目の□印を■印に変更すること。「その他」の□印を■印に変更した場合は、（ ）に具体的な保有方法を記載すること。

(12) 委託又は指定管理者による管理の有無

ア 実施機関以外の者に対し、特定個人情報にかかる事務を委託し又は指定管理者による管理をさせる場合は、その内容を記載すること。

イ 実施機関以外の者への委託とは、特定個人情報の取扱いを伴う事務を実施機関以外の者に依頼するすべてのものであること。

(13) 特定個人情報が記録されている主な公文書の名称

特定個人情報を記録した、名簿、台帳、申請書、磁気ファイル等のうち主なものの名称を記載すること。

（例 ○○給付金支給事務の場合 支給申請書）

(14) 備考

登録簿の記載内容について、特に説明を要する事項がある場合に記載すること。

個人情報記録項目一覧表

	情報項目	項目別内容
基本的 事項	1 識別番号	整理番号、受験番号、許可番号、登録番号、ID番号
	2 氏名	氏名(氏又は名前だけの場合も含む)、通称(芸名)、ペンネーム
	3 性別	男・女の表示
	4 生年月日・年齢	生年月日、年齢、干支
	5 住所・電話番号	住所、居所、居住区域名、住所歴、電話番号、FAX番号、メールアドレス
	6 本籍・国籍	本籍、国籍、外国人又は日本人であることの表示
	7 その他	指紋、声紋、顔写真等、個人の身体的特徴を電子計算機で変換した文字等
家庭 生活	1 親族関係	養子縁組、離縁、認知、婚姻関係
	2 婚姻歴	婚姻の事実・時期、離婚の事実・時期・理由
	3 家族状況	世帯主との関係、同居・別居の別、父子・母子家庭であること、扶養関係、家族構成、里親・里子であること
	4 その他	住居の間取り、食生活の内容等衣食住に関すること等
社会 生活	1 職業・職歴	会社名、勤務先、所属、就職・退職年度(年月日)、在職期間、昇格・降格、配置転換、解雇・停職等の処分、事業名、職位、職名
	2 学業・学歴	卒業・在学学校名、退学・休学・停学等、入学・卒業年度、在学年度、学業成績、クラブ活動
	3 資格	理容師、調理師等の資格
	4 賞罰	叙位叙勲、表彰、反則金(犯罪歴は除く)
	5 成績・評価	各種試験の結果、勤務評定
	6 その他	所属団体名(自治会・婦人会等)・役職名、自治会・ボランティア活動状況等
資産 収入	1 財産・収入	年間収入の額、月収、不動産の所在・評価額、債権・債務額、預金の額
	2 納税状況	各種税の納税額
	3 公的扶助	生活保護受給の有無
	4 取引状況	金融機関の口座、取引相手、取引金融機関
	5 その他	絵画・骨董品・彫刻等の保有状況等
その他	1 趣味・し好	旅行・読書等の趣味、色彩・インテリア等の好み、飲酒、喫煙等
	2 意見・要望	意見、要望、苦情、陳情
	3 相談内容	〇〇相談の内容
	4 その他	特技、性格・性質等
要 配 慮 個 人 情 報	1 思想、信条、宗教	支持政党名、所属する政治団体名、信仰する宗教、嫌いな宗教、家の宗教、宗教的慣習、政治的信条、政治的活動歴、座右の銘、尊敬する人物
	2 人種、社会的身分	人種、民族、「地域改善対策事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の旧法である地域改善対策特別措置法で対象とされている「歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域」の出身であるという事実
	3 病歴、健康診断等の結果、医師等による指導・診療・調剤に関する全ての情報、各種障害(特殊の疾病)がある(あった)ことを特定させる情報(障害の種類・部位・程度・手帳の給付歴・障害福祉サービスの受給歴)、外見上明らかに障害があること(補装具の有無等)	病歴、健康診断・ストレスチェック・遺伝子検査の結果、医師等による保健指導・診療・調剤に関する全ての情報、各種障害(特殊の疾病)がある(あった)ことを特定させる情報(障害の種類・部位・程度・手帳の給付歴・障害福祉サービスの受給歴)、外見上明らかに障害があること(補装具の有無等)
	4 その他心身	

の機能の障害等	
4 犯罪歴、刑事事件又は少年事件に関する手続の状況	刑事事件又は少年法の保護事件に関する手続が行われた事実、有罪の判決を受けた事実及び刑の執行又は猶予の状況
5 犯罪被害歴	犯罪の被害に遭ったことの実